

2 第 55 条の 2 《中小企業事業再編投資損失準備金》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者のうち、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の 70% 相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができるというものである（措法 55 の 2）。